

四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）

改正案	現行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 業務（第十一条―第二十三条の六） 第四章～第八章（略） 附則 （定義） 第二条（略） 2～5（略） 6 この法律において「有価証券指数等先物取引等」とは、有価証券指数等先物取引（証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数等先物取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場証券先物取引（同法第二十三条に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下この条において同じ。）のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引をいう。 7 この法律において「有価証券オプション取引等」とは、有価証券オプション取引（証券取引法第二十二条第二項に規定する有価証券オプション取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引をいう。	目次 第一章・第二章（略） 第三章 業務（第十一条―第二十三条の三） 第四章～第八章（略） 附則 （定義） 第二条（略） 2～5（略） 6 この法律において「有価証券指数等先物取引等」とは、有価証券指数等先物取引（証券取引法第十八項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場証券先物取引（同法第二十項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下この条において同じ。）のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引をいう。 7 この法律において「有価証券オプション取引等」とは、有価証券オプション取引（証券取引法第十九項に規定する有価証券オプション取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

8 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取引法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。

9 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取引法第二条第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。

10 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証券取引法第二条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。

11 この法律において「有価証券等」とは、有価証券、有価証券指数（証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、同条第二十五項に規定する有価証券店頭指数又はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。次項において同じ。）をいう。

12 この法律において「有価証券の価値等」とは、有価証券の価値若しくはオプションの対価の額又は約定指数、約定数値、現実指数、現実数値（証券取引法第二条第二十一項に規定する約定指数、約定数値、現実指数又は現実数値及びこれらの数値と類似の数値であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指

8 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取引法第二条第二十二項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。

9 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取引法第二条第二十三項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。

10 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証券取引法第二条第二十四項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。

11 この法律において「有価証券等」とは、有価証券、有価証券指数（証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、同条第二十二項に規定する有価証券店頭指数又はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。次項において同じ。）をいう。

12 この法律において「有価証券の価値等」とは、有価証券の価値若しくはオプションの対価の額又は約定指数、約定数値、現実指数、現実数値（証券取引法第二条第十八項に規定する約定指数、約定数値、現実指数又は現実数値及びこれらの数値と類似の数値であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指

指数若しくは店頭現実数値（同条第二十五項に規定する店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）の動向をいう。

13
（略）

（登録の拒否）

第七条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 三 （略）

四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録又は認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは認可（当該登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号及び第二十七条第二項第四号イにおいて「登録等」という。）を取り消され、その取消しの

数若しくは店頭現実数値（同条第二十二項に規定する店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）の動向をいう。

13
（略）

（登録の拒否）

第七条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 三 （略）

四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録又は認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは認可（当該登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当

日から五年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

五〇七（略）

八 法人でその役員又は政令で定める使用人（第二十七条第二項第二号において「役員等」という。）のうちに第一号又は第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

九（略）

2（略）

（書面による解除）

第十七条 投資顧問業者と投資顧問契約を締結した顧客は、第十五条第一項の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。

二〇五（略）

（禁止行為）

第二十二條（略）

2 投資顧問業者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

二 投資顧問業者の利害関係人である証券会社等（証券会社（証券

該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

五〇七（略）

八 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

九（略）

2（略）

（書面による解除）

第十七条 投資顧問業者と投資顧問契約を締結した顧客は、第十五条の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。

二〇五（略）

（禁止行為）

第二十二條（略）

2 投資顧問業者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

二 投資顧問業者の利害関係人である証券会社（証券取引法第二条

取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社を含むものとする。以下同じ。）、証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。第三十条の三第二項第二号において同じ。）の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

三 投資顧問業者の利害関係人である証券会社が有価証券の引受け（証券取引法第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けをいう。以下同じ。）に係る主幹事会社（元引受け（同法第二十九条第三項に規定する有価証券の元引受けをいう。）に係る契約（以下この号において「元引受け契約」という。）を締結するに際し、当該元引受け契約に係る有価証券の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下同じ。）又は所有者と当該元引受け契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価額の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少なくない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が

第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社を含むものとする。以下同じ。）、又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。第三十条の三において同じ。）の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

三 投資顧問業者の利害関係人である証券会社が有価証券の引受け（証券取引法第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けをいう。以下同じ。）に係る主幹事会社（元引受け（同法第二十九条第三項に規定する有価証券の元引受けをいう。）に係る契約（以下この号において「元引受け契約」という。）を締結するに際し、当該元引受け契約に係る有価証券の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。第二十三条の三及び第三十一条の三において同じ。）又は所有者と当該元引受け契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価額の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少なくない会社又はそ

他の引受幹事会社が受領するものより少ない会社をいう。以下同じ。）である場合において、当該有価証券の募集（同法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）又は売出し（同法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。）の条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

四 投資顧問業者の利害関係人である信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関が営む同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

（業務の範囲）

第二十三条 投資顧問業者は、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）又は信託業務を営もうとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

の受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少ない会社をいう。以下同じ。）である場合において、当該有価証券の募集（同法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）又は売出し（同法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。）の条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

（新設）

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

（業務の範囲等）

第二十三条 投資顧問業者は、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営もうとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(投資顧問業者が証券業を営む場合の特例)

第二十三条の二 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。）における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない[。]ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事

2 投資顧問業者が証券業を営む場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「事実の有無」とあるのは、「事実の有無（政令で定めるものに限る。）」とする。

3 投資顧問業者が証券業を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

4 投資顧問業者が証券業を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

5 前三項に定めるもののほか、投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(新設)

「実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る。）とする。」

2 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、その行う投資顧問業に関して、第十八条の規定は、適用しない。

3 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（顧客を相手方として行う証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為を除く。）とする。」

4 投資顧問業者が許可外国証券業者である場合における第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項に規定する取引所取引を除く。）とする。」

5 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、その行う投資顧問業に関して、第十九条の規定は、適用しない。

6 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）における第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る

貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

7 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第二十条の規定の適用については、同条中「媒介」とあるのは、「媒介（証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒介を除く。）」とする。

8 前各項に定めるもののほか、投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

（投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例）

第二十三条の三 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る。）」とする。

2 投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

3 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「

（新設）

ならない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第三号に規定するものに限り。）その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

4 前三項に定めるもののほか、投資顧問業者が信託業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

（投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）

第二十三条の四（略）

第二十三条の五 投資顧問業者は、証券業を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼすと認められるもの又は投資顧問業を兼営している証券会社等の役員（国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）若しくは政令で定める使用人若しくは投資顧問業を兼営している個人である証券仲介業者が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。第三十一条の五第一号において同

（投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）

第二十三条の二（略）

第二十三条の三 投資顧問業者は、証券業を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼすと認められるもの又は投資顧問業を兼営している証券会社の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。第三十一条の三において同じ。）に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした助言を行うこと。

じ。）に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした助言を行うこと。

二〇四 （略）

第二十三条の六 投資顧問業者は、信託業務を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 有価証券の発行者又は証券業務（信託業務を営む金融機関が証券取引法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務をいう。以下同じ。）に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業務に関して取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼすと認められるもの又は投資顧問業を兼営している信託業務を営む金融機関の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業務に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。第三十一条の六第二号において同じ。）に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした助言を行うこと。

三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針

二〇四 （略）

（新設）

、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

(認可)

第二十四条 (略)

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社(外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。第二十七条第二項において「株式会社等」という。)でなければならない。

3 (略)

(認可の基準)

第二十七条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第二十四条第一項の認可をしなけ

(認可)

第二十四条 (略)

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社(外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの)でなければならない。

3 (略)

(認可の基準)

第二十七条 (略)

(新設)

ればならない。

一 第三十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可（当該認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

二 役員等のうちに前号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものがある株式会社等

三 個人である主要株主（認可申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号、第二十九条の五及び第三十六条第二項において同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等
イ 第一号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が第七条第一項第一号から第六号まで又はイのいずれかに該当するもの

ハ 第七条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者
四 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消され、第三十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、又はこの法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうちに第七条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者のある者

3 前項第三号及び第四号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第二十九条の二第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保

（新設）

有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第二十九条の二第一項において「対象議決権」という[○]を保有している者をいう。

4 第二項第三号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 次の各号に掲げる場合における第三項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす[○]。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第三項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める[○]。

（新設）

（新設）

（新設）

(投資一任契約に係る業務の廃止等の届出)

第二十九条 認可投資顧問業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二十三条の届出に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

三・四 (略)

五 第三十一条第三項の届出の内容に変更があつたとき又は当該届出に係る業務を廃止し、休止し、若しくは再開したとき。

六 (略)

2 (略)

(主要株主の届出)

第二十九条の二 認可投資顧問業者の株主又は出資者は、認可投資顧問業者の主要株主(第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。次条、第二十九条の四及び第三十六条第二項において同じ。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該認可投資顧問業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(投資一任契約に係る業務の廃止等の届出)

第二十九条 認可投資顧問業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二十三条第一項の届出に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

三・四 (略)

(新設)

五 (略)

2 (略)

(新設)

らない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第二十七条第二項第三号及び第四号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(主要株主に対する措置命令)

第二十九条の三 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者の主要株主が第二十七条第二項第三号イからハまで又は第四号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第二十九条の四 認可投資顧問業者の主要株主は、当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の準用)

第二十九条の五 前三条の規定は、認可投資顧問業者を子会社(第二十七条第四項に規定する子会社をいう。第三十六条第二項において同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

(禁止行為)

(新設)

(新設)

(新設)

(禁止行為)

第三十条の三 (略)

2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社等又は登録金融機関の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした投資を行うこと。

三 (略)

四 認可投資顧問業者の利害関係人である信託業務を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

(兼業の制限等)

第三十一条 認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業及び信託業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものに

第三十条の三 (略)

2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社又は登録金融機関の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした投資を行うこと。

三 (略)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

(兼業の制限等)

第三十一条 認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業及び証券業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障

ついて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定により認可投資顧問業者が証券業又は信託業務を営もうとする場合においては、第二十三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 認可投資顧問業者が前項の認可を受けて証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）又は信託業務を営む場合においては、第一項ただし書の承認を受けることなく、内閣総理大臣に届け出て、第一項本文に規定する業務以外の業務を営むことができる。

（削る）

（削る）

（削る）

を生ずることがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定により認可投資顧問業者が証券業を営もうとする場合においては、第二十三条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 認可投資顧問業者が証券業を営む場合における第三十三条において準用する第十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「事実の有無」とあるのは、「事実の有無（政令で定めるものに限る。）とする」。

4 認可投資顧問業者が証券業を営む場合においては、第三十三条において準用する第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

5 認可投資顧問業者が証券業を営む場合における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「証券会社」とあるのは「第三者たる証券会社」と、「貸付けを」とあるのは「貸付けその他の政令で定めるものを」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該認可投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該認可投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

6 前三項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る。）は、政令で定める。

(認可投資顧問業者が証券業を営む場合の特例)

第三十一条の二 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。)における第三十三条において準用する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無(政令で定めるものに限る。)」とする。

2 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十八条の規定は、適用しない。

3 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第三十三条において準用する第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為(顧客を相手方として行う証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為を除く。)」とする。

4 認可投資顧問業者が許可外国証券業者である場合における第三十三条において準用する第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為(外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項に規定する取引所取引を除く。)」とする。

5 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が

(新設)

証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

6 認可投資顧問業者が証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「証券会社」とあるのは「第三者たる証券会社」と、「貸付け」とあるのは「貸付けその他の政令で定めるものを」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該認可投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該認可投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

7 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け（証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。）につき媒介、取次ぎ若しくは代理」とあるのは、「貸付けにつき媒介（証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒介を除く。）、取次ぎ若しくは代理（同項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けに係るものを除く。）」とする。

8 前各項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任

契約に係る業務に関するものに限る。」は、政令で定める。

(認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例)

第三十一条の三 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無(政令で定めるものに限る。)」とする。

2 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第三十三条において準用する第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

3 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介(信託業法第五条第一項第三号に規定するものに限る。)」その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

4 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第二十七条第二項(第一号及び第二号を除く。)、第二十九条の二から第二十九条の五まで及び第三十六条第二項の規定は、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が信託業務を営む

(新設)

場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る。）は、政令で定める。

（認可投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）

第三十一条の四（略）

第三十一条の五（略）

第三十一条の六 認可投資顧問業者は、第三十一条第二項の認可を受けて信託業務を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 有価証券の発行者又は証券業務に係る顧客に関する非公開情報に基づいて、投資一任契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反

（認可投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）

第三十一条の二（略）

第三十一条の三（略）

（新設）

映しない作爲的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

(立入検査等)

第三十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認可投資顧問業者の主要株主又は認可投資顧問業者を子会社とする持株会社の主要株主に対し、第二十九条の二から第二十九条の四までの届出若しくは措置若しくは当該認可投資顧問業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の営業所その他の施設に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(第二十九条の二から第二十九条の四までの届出若しくは措置又は当該認可投資顧問業者の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(立入検査等)

第三十六条 (略) (新設)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認可の取消し等)

第三十九条 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者又は当該認可投資顧問業者から第二条第四項第二号(投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可投資顧問業者の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十七条第二項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二・三 (略)

2 (略)

(立入検査等)

第四十六条 (略)

2 第三十六条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・四 (略)

(認可の取消し等)

第三十九条 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者又は当該認可投資顧問業者から第二条第四項第二号(投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可投資顧問業者の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(新設)

一・二 (略)

2 (略)

(立入検査等)

第四十六条 (略)

2 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・四 (略)

五 第三十六条第一項若しくは第四十六条第一項（第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一五（略）

六 第二十九条の三（第二十九条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

七 第三十一条第一項の規定に違反して、承認を受けないで投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業及び信託業務以外の業務を営んだ者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一五（略）

六 第二十九条の二（第二十九条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

七 第三十一条第二項の規定に違反して、認可を受けないで証券業

五 第三十六条第一項若しくは第四十六条第一項（第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一五（略）

（新設）

六 第三十一条第一項の規定に違反して、承認を受けないで投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業及び証券業以外の業務を営んだ者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一五（略）

（新設）

六 第三十一条第二項の規定に違反して、認可を受けないで証券業

又は信託業務を営んだ者 八 (略)	第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 三 (略) 四 第二十三条の規定に違反して、届出をせずに投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業又は信託業務を営んだ者 五 第二十九条の四(第二十九条の五において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 六 (略) 七 第三十一条第三項の規定に違反して、届出をせずに投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業及び信託業務以外の業務を営んだ者 八・九 (略)
を営んだ者 七 (略)	第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 三 (略) 四 第二十三条第一項の規定に違反して、届出をせずに投資信託委託業、投資法人資産運用業又は証券業を営んだ者 (新設) 五 (略) (新設) 六・七 (略)